

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年12月25日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：ブラジル 担当：ブラジル事務所  
案件名：グアナバラ湾流域下水処理施設維持管理支援プロジェクト【有償勘定技術支援】

1 契約予定期間：2014年3月中旬～2017年3月中旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における下水処理場維持管理に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年1月15日から2014年1月17日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年1月15日から2014年1月20日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年1月31日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 2月中旬
- (5) 契約交渉 : 2月中旬～2月下旬

5 業務の目的

ブラジル南東部のリオデジャネイロ州に位置するグアナバラ湾は、湾内の水域面積380平方キロメートルで、沿岸に数々の景勝地を擁する世界的観光地である。一方、同湾岸には760万人の住民と約14,000の大小工場をかかえ、その家庭雑排水及び工業廃水は30以上の川より同港湾に流入しており、水質の悪化が大きな課題となっている。このような背景から、我が国政府は1994年にBZ-P9グアナバラ湾流域下水処理施設整備事業（以下、BZ-P9）を計画、31,475百万円の円借款契約を調印し、3カ所の下水処理システムの建設及び1カ所の既存下水処理場に汚泥乾燥機器設置を行った。2008年には左記の3カ所の下水処理場の運営が開始されており、その後も一部の幹線管渠及び下水管網敷設工事の完工を控え、取り扱う下水の量が増加する予定である。

一方、ブラジルでは、これまで下水処理場の運営・維持管理において、施設・機械の故障が発生してから修理するという考え方が一般的であり、特に中長期を見据えた設備管理が必ずしも定着していない。実際、本事業処理場の運営開始後既に5年が経過しているが、適切な予防的維持管理の不足に起因し、一部の機械に故障や老朽化の発生が見受けられていることから、事業実施機関のリオ州上下水道公社（以下、CEDAE）における計画的な維持管理を指導することにより、事業の更なる効果発現を図る必要が生じている。

以上の背景の下、CEDAEは我が国に対してCEDAEの下水処理場の維持管理の向上を目的とした技術支援の要請を行い、本協力の係るMOUに双方が署名した。

本プロジェクトは、下水処理場の維持管理計画の策定や維持管理技術の移転を通じて、CEDAEの下水処理場の維持管理能力の向上に寄与することを目的として実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

リオデジャネイロ州リオデジャネイロ市都市圏

(2) 実施機関

リオデジャネイロ州上下水道公社

(3) プロジェクト目標

CEDAEにおける下水処理施設の運営・維持管理能力が向上する。

(4) 業務内容

ア 下水処理施設の運営・維持管理手法をCEDAE内に定着させる。

(ア) 下水処理施設の運営・維持管理状況及びその実施体制についての現状調査及び分析

(イ) 改善事項の特定

(ウ) 運営・維持管理指導やマニュアルの作成に向けた詳細活動計画の策定

(エ) 詳細活動計画に基づき、各下水処理施設の技術者への技術指導

(オ) プロジェクトの経験を広く普及するためのワークショップの実施

イ 下水処理施設の運営・維持管理マニュアルを策定する。

7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2014年4月上旬)

- ( 2 ) 事業進捗報告書 1 ( 2014年11月下旬 )
- ( 3 ) 事業進捗報告書 2 ( 2015年11月下旬 )
- ( 4 ) プロジェクト業務完了報告書 ( 2017年3月上旬 )

8 主要な分野及び評価対象予定者

- ( 1 ) 総括/下水処理場維持管理・財政計画 ( 評価対象予定者 )
- ( 2 ) 下水処理場電気維持管理
- ( 3 ) 下水処理場機械維持管理
- ( 4 ) 下水処理技術

9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定
- ・ 2012年10月23日にMOUを締結済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。